

・ 総 則

1 目 的

この要綱は、全国の建築士会が建築技術の専門家集団として、地震災害等発生時に被災住民の安全確保、並びに平常時の災害防止に寄与するために行う活動に関し、必要な事項を定め、実施することを目的とする。

2 運 用

この要綱は、全国の建築士会が災害対応活動を行う上で、共通する基本的事項についてまとめたものであり、具体的活動に先立ち、各建築士会は各々の都道府県の地域防災計画、都道府県被災建築物応急危険度判定要綱をはじめ、地方自治体の防災関連計画等と整合する地域独自の活動マニュアルを作成、整備し、それに則って活動するものとする。

3 施 行

第2版による災害対応活動は、平成 年度から実施する。

4 略記号

本要綱並びに活動マニュアルでは全国被災建築物応急危険度判定協議会による被災建築物応急危険度判定必携の業務マニュアルについて下記の通りの略語とする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1) 被災建築物応急危険度判定要綱 | (要綱) |
| 2) 震前マニュアル | (震前) |
| 3) 実施本部業務マニュアル | (実本) |
| 4) 支援本部業務マニュアル | (支本) |
| 5) 判定士業務マニュアル | (判定) |
| 6) 判定士コーディネーター業務マニュアル | (判定コ) |
| 7) 広域支援本部業務マニュアル | (広域) |